

地域医療構想ガイドラインの 検討状況について

地域医療構想（ビジョン）の策定について

○ 病床機能報告制度(平成26年度～)

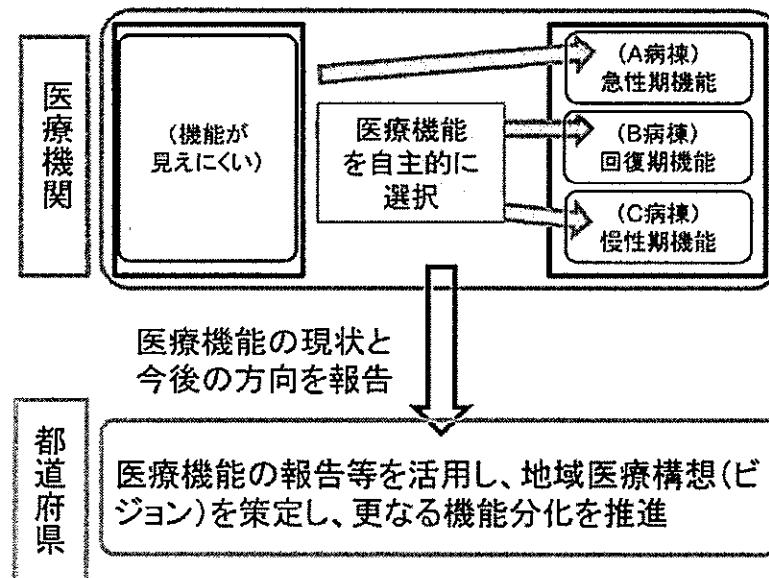
医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

→ 10月1日～11月14日までに今年度分の報告を受け付け。現在、集計作業中。

○ 地域医療構想(ビジョン)の策定(平成27年度～)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想(ビジョン)策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度中)。



(地域医療構想(ビジョン)の内容)

1. 2025年の医療需要 入院・外来別・疾患別患者数 等

2. 2025年に目指すべき医療提供体制 ・二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量

3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 医療従事者の確保・養成等

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会

1. 概要

- 都道府県は、平成27年度以降、地域医療構想を策定することとされているが、それに当たり、厚生労働省は、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報も踏まえて、ガイドラインを策定し、都道府県に示すこととしている。また、都道府県は、医療関係者、医療保険者等の関係者との「協議の場」を設け、地域医療構想の達成の推進について協議を行うこととしている。さらに、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報の公表のあり方等を地域医療構想に係る議論の中で検討することとしている。
- こうした地域医療構想の達成の推進に必要な事項について検討するため、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- 地域医療構想のガイドラインについて
- 協議の場の設置・運営に関する事項について
- 病床機能報告の公表等に関する事項について
- その他地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項について

3. 構成員

- | | | |
|------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|
| ・遠藤 久夫（座長、学習院大学経済学部部長） | ・櫻木 章司（日本精神科病院協会政策委員会委員長） | ・邊見 公雄（全国自治体病院協議会会長） |
| ・相澤 孝夫（日本病院会副会長） | ・清水 信行（東京都奥多摩町福祉保健課長） | ・本多 伸行（健康保険組合連合会理事） |
| ・安部 好弘（日本薬剤師会常任理事） | ・武久 洋三（日本慢性期医療協会会长） | ・松田 晋哉（産業医科大学医学部教授） |
| ・石田 光広（稻城市役所福祉部長） | ・土居 丈朗（慶應義塾大学経済学部教授） | ・山口 育子（NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長） |
| ・尾形 裕也（東京大学政策ビジョン研究センター特任教授） | ・中川 俊男（日本医師会副会長） | ・渡辺 顯一郎（奈良県医療政策部部長） |
| ・加納 繁照（日本医療法人協会会长代行） | ・西澤 寛俊（全日本病院協会会长） | ・和田 明人（日本歯科医師会副会長） |
| ・齋藤 訓子（日本看護協会常任理事） | ・花井 圭子（日本労働組合総連合会総合政策局長） | |

4. スケジュール

平成26年9月～10月 今後の地域の医療提供体制の方向性について／構想区域の設定の考え方について／有識者及び委員によるプレゼンテーション

10月～12月 2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計方法について

11月以降 地域医療構想を策定するプロセスについて／「協議の場」の設置・運営について

あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等／病床機能報告制度において報告される情報の公表のあり方等

平成27年2月目途 とりまとめ

これまでの検討状況

- これまで、9月から検討会を5回開催し、主に、
 - ①構想区域の設定の考え方、
 - ②2025年の医療需要の推計方法、
 - ③地域医療構想の策定プロセス、「協議の場」の設置・運営方針 等について議論。

1. 構想区域について

- 地域医療構想は、都道府県が「構想区域」ごとに定める。
※ 地域における病床の機能の分化及び連携を進めるための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域
- 「構想区域」は、原則、2次医療圏(344圏域)とする。
- ただし、現在の2次医療圏は、人口規模や面積に大きな差がある圏域があること、大幅な患者の流出入が発生している圏域があること等に留意。また、将来(2025年)における 人口規や患者の受療動向(流出率・流入率)等の変化にも留意。

2. 地域医療構想の策定プロセスについて

- 地域医療構想は、都道府県の医療計画の一部となるので、医療計画と同じ手順で定めることが必要。
- 医療法では、現行、医療計画を定める際は、医師会・歯科医師会・薬剤師会、市町村長、都道府県医療審議会の意見を聞くこととなっている。
- 今回の医療介護総合確保推進法では、上記に加え、保険者協議会の意見を聞くことが追加。
また、こうした法定手続き以外にも、地域医療構想(案)の作成段階から、2次医療圏単位等で現場の医療機関や住民・患者の意見を聞き、適切に反映することが重要。

3. 「協議の場」の設置・運営について

- 医療介護総合確保推進法による改正医療法では、都道府県は、地域医療構想の達成を推進するため、「協議の場」を設置することとされている。
「協議の場」において、地域の医療関係者等が出席し、協議を行うことで、地域の病床の機能分化・連携を推進していく。

【「協議の場」の設置・運営について】

	内容
名称	「地域医療構想調整会議」とする。
議事	1. 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議 2. 病床機能報告制度による情報の共有 3. 地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画に関する協議 4. その他(地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など)
設置単位	「構想区域」ごとの設置が原則。 ただし、区域内の医療機関の規模・数等に応じて、都道府県知事が適当と認める区域で設置することや、柔軟な運用も可能とする。 ※ 柔軟な運用の例 <ul style="list-style-type: none">・ 広域的な機能分化・連携が求められる場合、複数の「協議の場」の合同開催・ 議事等に応じて、地域・参加者を更に限定した形での開催・ 既存の会議体(圏域連携会議など)を活用しての開催
参加者の範囲	医療法に基づき、医師会・歯科医師会・病院団体・医療保険者を基本。 その上で、都道府県は、議事等に応じて、参加を求める病院・有床診療所を柔軟に選定。